

三芳町 みよし

人口と世帯			
(10月1日現在)			
人口	14,084人	増	239人
男	7,312人	増	127人
女	6,772人	増	112人
世帯数	4,122戸	増	55戸

1970

町制施行記念号

編集発行 三芳町役場

TEL 0492 (58) 0016~0019



〇
として保存しましょう
〇

町制祝施行

11月3日



三芳町長
金谷英男



三芳町議会議員
高橋岩雄



町制施行に際して

菊香る文化の日晴れて待望の町制が施行されて、みなさまとともにお喜び申し上げます。

みなさまと共にこのよき日に三芳町とすることを大きく宣言させて頂きましたことを無上の光栄と存じます。今日のこのよき日は、歴代の首長をはじめ議会議員、行政関係者、諸先輩各位がよく時代を認識され将来を思い一丸となって協力し、そのご業跡のもたらした賜でありまして諸先輩並びに町民みなさま方に心から謹んで感謝を申し上げます。

ご承知の通り三芳町は、純農村としての代表的な村でありましたが工業排水路建設に伴ない優秀工場誘致をみ、又、首都圏三十軒と言う立地条件に恵まれ経済発展に伴ない町としての諸要件を具備し、ここに三芳町が誕生をいたしました。

私はこの時にあたり私に課せられた責任の重、且つ大なるを痛感し、あくまでも正しい姿勢のもとに強力に諸行政をみなさまと共に推進し、なお一層の住みよい明るい町づくり余す全生命を投じ、その課せられた任を全うする覚悟でございます。どうか今後、絶大なご鞭達とご協力を願ひ申し上げますと共に町民のみなさま方のご健康を心からお祈り申し上げます。

ましてごあいさついたします。

町制施行を祝して

文化の日、このよき日、三芳町が誕生いたしましたことこれひとえにご当局をはじめ関係機関の適切なご指導と町民みなさま方のご努力ご協力の賜であり、町となることの発展をみたことはまことに喜びにたえません。謹んでお喜び申し上げます。

かえり見ますればある時点におきましては今日このような町制がゆめにもみられずして多事多動に明け暮る時代もありましたが、諸先輩はその先見のよき推察と政治指導のもとに今日このような発展をみまされたことは諸先輩に対しまして感謝とお礼を申し上げる次第であります。

申すまでもなく、新都市計画法の施行と立地条件に恵まれ又藤久保小学校の建設に伴い三芳町の発展の速度は増加され、近い将来さらに発展し市となる日がみられると確信するものであります。

この時にあたり、私たち議会人も町民としての誇りと自確をもって住民福祉の増進のため最善の努力をする覚悟であります。しかしながら町民のみなさま方のご協力がなくては計ることはできませんのでありまして、どうか今後共よい町づくりにあらゆる面に絶大なるご協力をお願いし、終りにみなさまのご繁栄とご多忙をお祈りしてごあいさついたします。



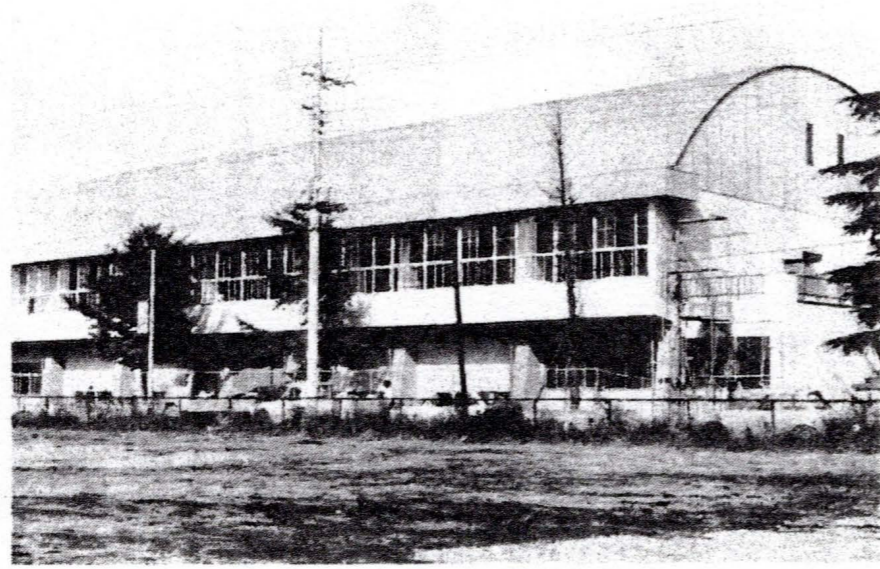
— ひらけゆく三芳町 —

町制施行式典招待者名簿

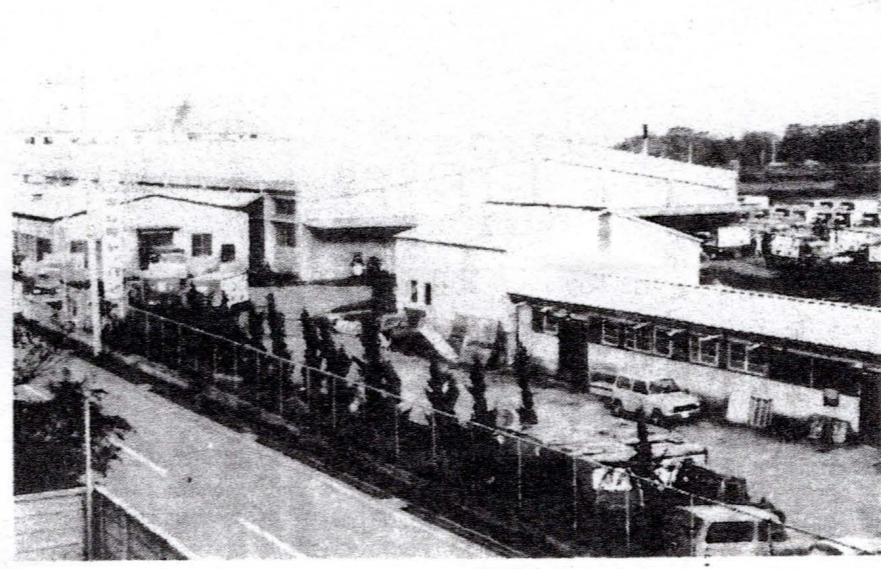
- 村外関係**
 松山千恵子 山口敏夫
 小宮山重四郎
 栗原 浩
 矢沢恒雄
 大沢 操
 平岩金一
 中谷孝次郎
 須藤文夫
 森泉喜一
 小宮清喜
 齊藤利正
 鷺沢米次郎
 小高脩平
 鈴木徳雄
 新井正雄
 清水道雄
 西崎 豊
 根岸信正
 鷺栗庄市
 福島全一
 沼尻勇司
 宮城敏夫
 設楽秀夫
 前島健夫
 関根宗吉
 荒巻次男
 渡辺繁治
- 村内関係**
 平塚勝一
 駒井忠光
 近藤克郎
 当麻憲之
 下田養平
 町田幸純
 林徳之輔
 新井 佑
 岡村良太郎
 平沼寛一郎
 橋本進爾
 川野平治
 大成正雄
 横田善一
 横田慶一郎
 大島慶一
 原、幸雄
 市川忠司
 吉川公明
 星野 清
 小久保治輔
 鈴木一太郎
 金子友夫
 横山時二
 西島光雄
 佐野甚之丞
 神谷東太郎
 武藤保之助
 菅間虎二
- 町内関係**
 所沢市長 平塚勝一
 大井町長 駒井忠光
 福岡町長 近藤克郎
 富士見町長 当麻憲之
 毛呂山町長 下田養平
 越生町長 町田幸純
 坂戸町長 林徳之輔
 鶴ヶ島町長 新井 佑
 日高町長 岡村良太郎
 名栗村長 平沼寛一郎
 新座町長 橋本進爾
 川町村長 川野平治
 県会議長 大成正雄
 横田善一
 横田慶一郎
 大島慶一
 原、幸雄
 市川忠司
 吉川公明
 星野 清
 小久保治輔
 鈴木一太郎
 金子友夫
 横山時二
 西島光雄
 佐野甚之丞
 神谷東太郎
 武藤保之助
 菅間虎二
- 町内関係**
 所沢消防署長 池田正雄
 東部衛生組合事務局長 島田親治
 大井町教育長 小室 宏
 全委員長 内田幸晴
 福岡町教育長 加藤一松
 全委員長 入田貫之
 富士見町教育長 大同 博
 全委員長 加治太三男
 入間東部農業協同組合長 横田初五郎
 埼玉銀行土福岡支店長 森田光一郎
 武蔵野銀行大井支店長 後藤 湊
 富士銀行所沢支店長 高野芳夫
 三井銀行成増支店長 藤塚甲二
 大井相互銀行鶴瀬支店長 綿貫定夫
 日本勧業銀行浦和支店長 河野善弘
 川越税務署長 山岸小五郎
 太陽銀行所沢支店長 笠間澄夫
 協和銀行上福岡支店長 榎本喬一
- 町内関係**
 前校長 木下正平 横田監太郎
 島田三重郎
 商工会連合会長 清水逸平
 清水会長 大沢武雄 梶 一秋
 岡本 博
 伊香保保養所 福田松太郎
 湯ヶ原保養所 相沢安信
- 町内関係**
 古寺宗平
 小山勇治
 細谷芳太郎
 山田 要
 正木勝雄
 鳥田弥作
 鈴木啓司
 江原安信
 池上猪之吉
 高橋岩雄
 川口弁之助
 土屋富昭
 山田義夫
 島田重男
 武藤靖吉
 平川寅男
 鈴木春吉
 落合秀吉
 金谷 武
 牧瀬 誠
 江原 茂
 鈴木保太郎
- 町内関係**
 安田重信
 鈴木義一
 林 清
 矢島宇三郎
 島田広三郎
 真尾林一
 荻島義龍
 寺山大安
 池見静男
 新井昭男
 高野鉄治
 大館晋作
 山田芳国
 荻原仙太郎
 滝本秀雄
 田中慎一
 太田竹雄
 小山 章
 森田正一
 加藤金次郎
 関 良作
 清水千代乃
 武政喜美
- 町内関係**
 忽滑谷繁郎
 阿部喜市
 島田喜一
 浅見正子
 渡辺藤太郎
 萩原謙太郎
 柴田敏子
 伊東謙太郎
 鈴木源作
 鈴木源次郎
 萩原龜次郎
 萩井伯忠
 中島良雄
 忽滑谷順吉
 早川良之助
 塩野己之助
 稲吉彦四郎
 鈴木末次郎
 古寺門三郎
 正平 健
 青木知雄
 大野西登
 矢島大郎
 鈴木正雄
 鈴木繁郎
 前島敏彦
 早川彰一
 荻原利一
 中村恒男
 谷合正治
 林 栄則
 田中義三
 武田三郎
 松本仲治
 叶 守
 江原雄一
 高橋芳雄
 鈴木保夫
 前島伝六
 中村泰次
 中島忠内
 田代一明
 鈴木美野
 田中秀幸
 船津 弘
 久保 環
 森田定夫
 江原みよ
 池上弥次郎
 林 正雄
 武田睦太郎
 三上六右衛門久保安治
 桑原平右衛門細谷初太郎
 嶋村彦八
 鈴木平作
 島村正雄
 江原四郎
 中村茂男
- 町内関係**
 忽滑谷吉之助
 鈴木益三
 井田源次郎
 有原孝平
 菊染健治
 河南雅章
 松井 巖
 阿部正安
 伊藤敏夫
 窪田秀雄
 角田五郎
 青山仙之助
 井崎湧三
 中山 隆
 矢島金作
 渡辺 一
 山田芳隆
 小野沢岩雄
 増田 貢
 忽滑谷琴
 阿部フミ
- 町内関係**
 細谷孝太郎
 西山隆行
 鈴木兵一
 小幡浅次
 早川房雄
 山岸義雄
 伊東六助
 小山初五郎
 坂井亮輔
 島田藤一
 塩野正己
 阿部照一
 荒田精一
 田村 進
 林 タカ
 川口エイ
 長谷川俊雄
 杉山五白子
 鈴木新次
 荒田平吉
 武田俊三
 鈴木義雄
 江原忍一
 鈴木輝治



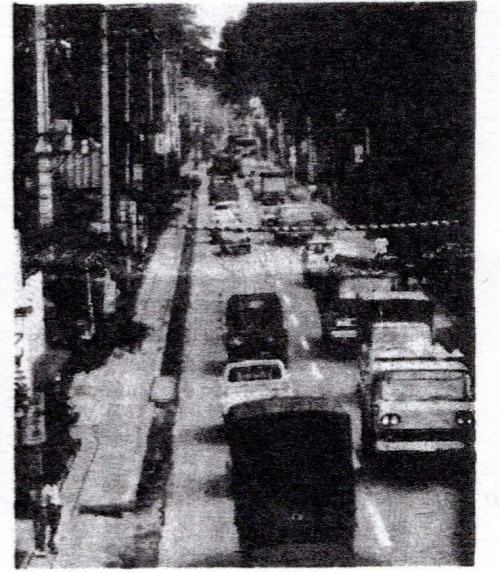
古き良き遺跡 一杉並木一



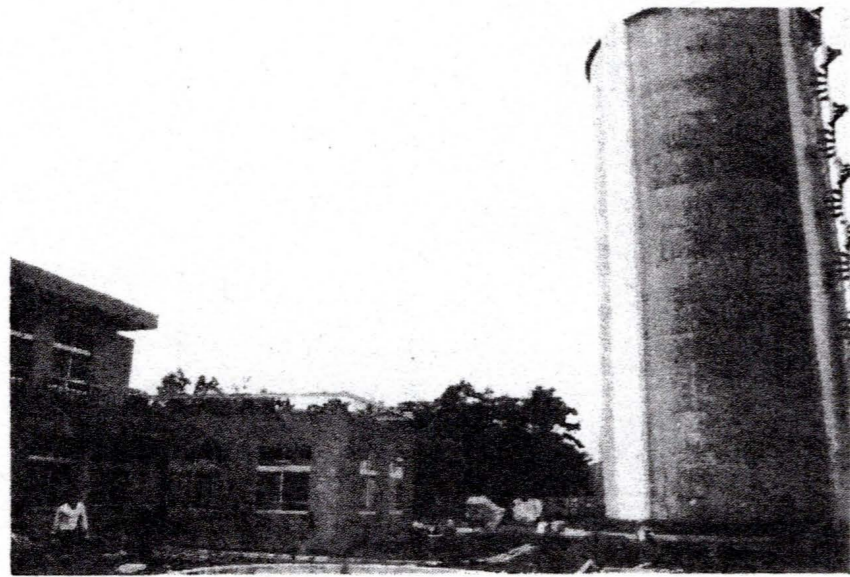
若き殿堂 一中学校体育館一



企業進出 一工業団地一

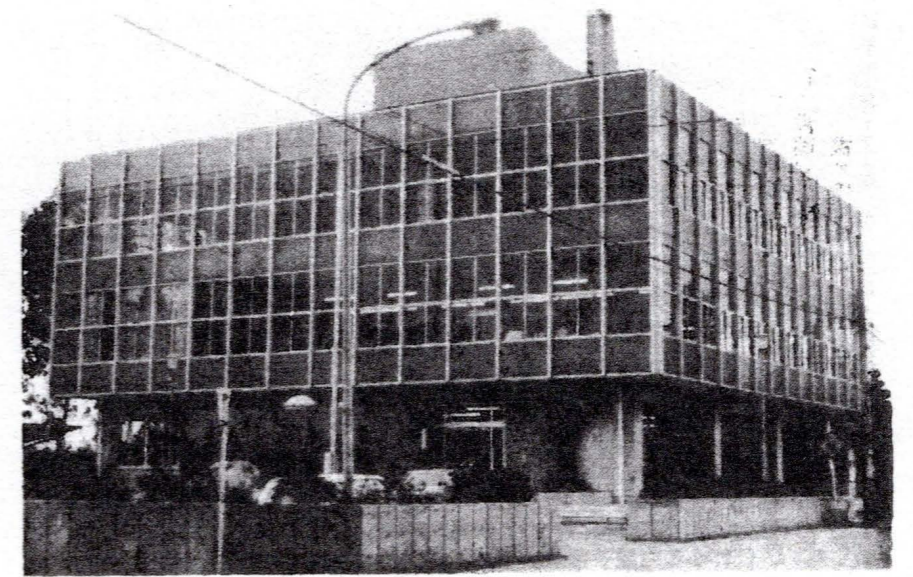


主要道路 国道254号線一

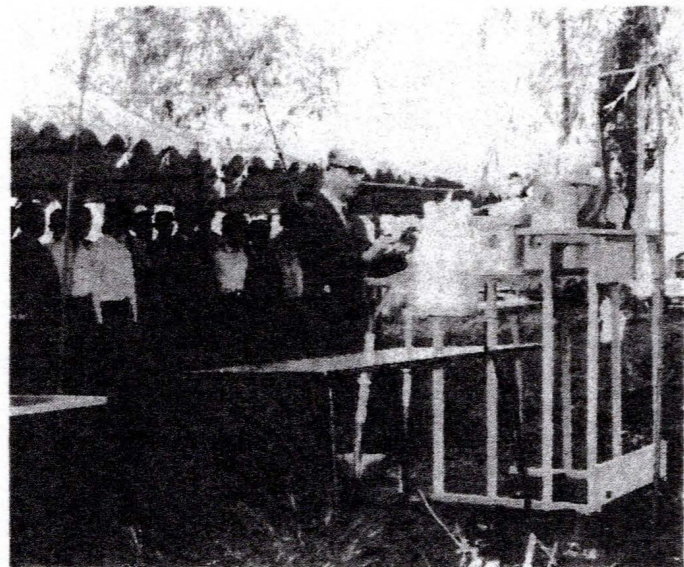


生活の源 一浄水場一

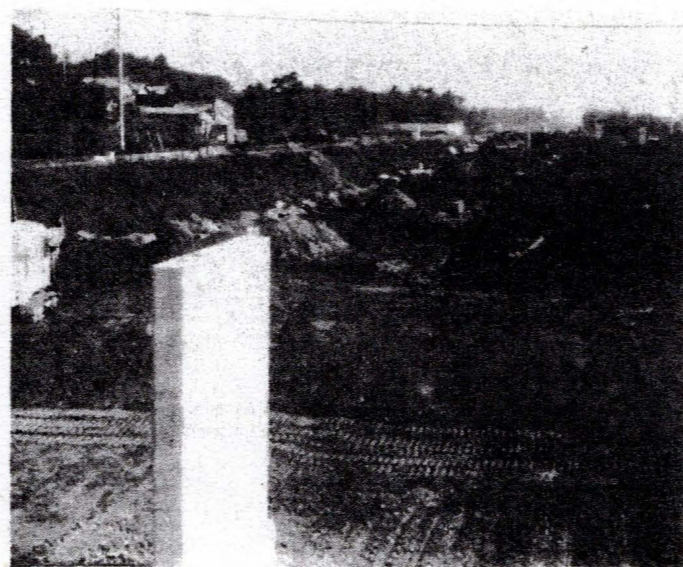
発展する 三芳町



町の心臓部 一庁舎一



教育の推進 一藤久保小学起工式一



未来への道 一高速道路建設一



美しい町 一けやき並木一



一日に二戸の建築率 一住宅地一

九月定例議会

藤久保小学校新築

工事請負契約

教育費三億四百四十万七千円

千円補正予算など可決

第三回定例会は、九月十七日開会し、会期六日間をもって二十二日に閉会しました。今回定例会に審議された案件は昭和四十五年一般会計補正予算を含む十三議案のほか、請願三件について議決し一般質問を十二名の議員より受け全日程を終了し閉会しました。

●議会の議員その他の非常勤の職員が公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の議員その他の非常勤の職員が公務災害による重度の障害者及び遺族の保護の充実に計るため、これらの者に対して支給する補償の改善を行なったものです。

●三芳町税条例の一部を改正する条例

身体障害者と生活を共にする人の軽自動車減免の措置が行なわれました。

●天災等による被災者に対する災害見舞金に関する条例

火災、風水害、地震等により被害を受けた時、被害者か又はその遺族に見舞金を一〇、〇〇〇円以内支給することです。

●教育委員会委員の任命について

任期満了による江原弘平（教育長）川越市南通町六の九再任同意された。

●入間東部地区消防組合規約の制定することについて

地方自治法第二八四条第一項の規定により、福岡町、大井町、富士見町及び三芳町が消防組合を設け消防業務を計画、実施し住民の生命、財産の安全を図るための組合規約の制定をはかったものです。

●埼玉県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

●土地取得について

藤久保小学校用地について藤久保字富士塚二二四の外

十筆

面積一三九七六、七八平方（四二二七、九三坪）

取得予定価額

四一〇、一〇九、二一〇円

藤久保小学校用地につきましては一年有余の期間に亘り理想的な用地が決定し議決なされました。

●三芳町立藤久保小学校新築工事請負契約の締結について

契約の相手方

所沢市大字山口 八二七の一

株式会社 本橋組

取締役社長本橋源吉

契約の金額

九二〇〇千円

●三芳町立藤久保小学校敷地造成工事請負契約締結について

契約の相手方

北足立郡大和町新倉四四六

一 本橋建設(株)

代表取締役 本橋一雄

●三芳町特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

町内の中小企業者に対する小口事業資金の金融回転を行なう場合その可否を審査するための審査委員の報酬及び費用弁償を支給するための一部改

●昭和三十九年度一般会計補正予算(第三号)

▲歳入歳出の総額にそれぞれ三億四千九百六拾八万八千円を追加し歳入歳出予算総額を七億九千六拾六万九千円といたしました。

●歳入のおもなもの

地方交付税 二四二九五千円

分担金及負担金 一三六八八千円

繰入金 二二二〇七千円

町債 二八〇〇〇千円

●歳出のおもなもの

総務費 一五〇三千元

土木費 三〇四九千円

教育費 三〇四〇七千円

▲債務負担行為補正

藤久保小学校用地取得事業 限度額二八〇〇〇千円

昭和四十四年度三芳町水道事業会計決算認定について

●砂川堀都市下水路の設置を埼玉県において行なうこととの協議に際して行なうことについて

下水道法第二六条第二項により砂川堀都市下水路を埼玉県が行なうことについて協議であります。

請願 三件

三芳町道舗装に関する件

町道六号線並びに二十号線の一部防塵舗装に関する件

老人検診の完全実施と老人医療費の無料化に関する件

審議の結果三件とも採択なされました。

一般質問

十二名の議員より一般質問がなされました。

町制実施と治案対策について

予防注射について

町道拡布について

中学校将来の構想

砂川堀改修について

入間東部地区消防組合今後の計画について

老人検診の完全実施と六五以上の老人医療費の無料化の早期実現と実施にともなう職員の増員について

広報みよしに毎回自衛隊員募集の広告をのせている問題

上富第一分校を独立校として早期に用地を買収し拡大し校舎を建設すべきだと思いが

その施策について

町制を施行すると三芳町住民はどのようによくなるか

上富第三区新道地域住民の第一投票所に変更について

下水道行政として今後下水道条例を制定するかどうか

区行政について

道路行政の考え方について

拡張舗装、下水整備の五ヶ年計画を作るかどうか

農業振興、税金対策について

小学一年生の担任について

公民館利用について

藤小敷地前回の地主に対する考えについて

藤小と上富第一分校に対する考えについて

最近の土地買収について経過

藤小通学路の拡布について

議会と執行について

村財政の今後の見通しについて

公害問題について

水道事業について

駐車場設置について

プール建設について

名区の世帯数と人口

庁内の機構について

藤久保地内下水路の件

年度内道路舗装完成計画

防火用貯水槽の件

今後の財源について

●昭和三十九年度一般会計補正予算(第三号)

▲歳入歳出の総額にそれぞれ三億四千九百六拾八万八千円を追加し歳入歳出予算総額を七億九千六拾六万九千円といたしました。

●歳入のおもなもの

地方交付税 二四二九五千円

分担金及負担金 一三六八八千円

繰入金 二二二〇七千円

町債 二八〇〇〇千円

●歳出のおもなもの

総務費 一五〇三千元

土木費 三〇四九千円

教育費 三〇四〇七千円

健全財政で事業を推進

昭和四十五年 上半期財政事情

!! 上水道事業のあらまし !!

昭和四十五年度前期の給水戸数の増加は、一、二二〇戸になり、九月末日給水戸数は一、九〇〇戸に達し町全体の四十六パーセントの普及率となりました。

また配水量は前年同期にくらべ二・三・八パーセントの増加を示し一日最大配水量二、二五七立方メートル、一日の平均配水量は一、〇一五立方メートルとなっております。

受託工事、および配水量は前年同期にくらべかなりの増となりましたが、これは水道事業の主要施設ともいえるべき取水施設、配水施設、浄水施設、配水管の布設等に併い、藤久保、竹間沢、上富、北永井地区の給水が可能となり、急激な水道利用によるものがあります。

水道事業会計

経理の状況

昭和四十五年度当初予算の編成にあたっては、浄水場建設方針を基として町民の期待にそなうよう協力し、力能な財源の範囲内で予算を計上しま

したが、しかしその後緊急を要する新しい財源需要に対し八月の臨時町議会追加補正を行ないました。

収益的収入と支出

収入は予算額三一、九九八〇〇〇円に対し一六、八五五二四二円(五二・六パーセント)の収入であり支出は予算額三三、八九一、〇〇〇円で収入に対し一・二、四三二、〇六二円(三六・六パーセント)執行されています。

資本的収入と支出

資本的収入は予算額一〇三、一七九、〇〇〇円に対し一四、一三三、〇〇〇円(一三・七パーセント)の収入であり、支出は一〇三、一七九、〇〇〇円に対し九、二九五、二六〇円(九・〇パーセント)が執行されています。

なお資本的収入が予算額に対し二〇・七パーセントと低率であります。これは予算額全体の八〇パーセントを占める企業債および他会計出資金が未収のため、これらを除くものは一〇〇パーセントの収納率を示しており、常に健全なる財政のもとに有効適切な支出を行ない水道事業を営んでおります。

水道の隔月検針 集金のお知らせ

皆さま方におかれましては益々ご繁栄心よりお喜び申し上げます。本町初めて上水道建設事業に踏み切り、昭和四十三年四月より着工いたしました。が予期以上に建設工事が延長し施設の一部完成と共に、昭和四十四年六月十五日より給水開始となりました。

それに伴い現在まで毎月検針、集金等を行なっておりませんが、水道使用者の急激な増加に伴い、人員不足、事務量の増加等により皆さま方にサービス、その他において支障をきたしております。よって水道事業を今後より以上発展を図るには、現在の毎月を隔月検針、集金等に実施しなければなりません。

従いまして左記地区別検針集金を実施いたしますので皆さま方の協力をお願い申し上げます。なお、日曜、祝祭日等により、検針集金日が前後する場合がございますのでご了承下さい。

地区別検針、集金予定表

地区名	検針予定日	集金予定日
上富地区	1日～2日	16日～18日
北永井	3～5	19～22
藤久保	6～13	23～30
竹間沢	14～15	1～3

※ 検針、集金月数は5.7.9.11.1.3月となります。

相続税の計算のしかた

1. 相続税は相続や遺贈によって財産を取得した人にかかる税金です。

相続税の申告をする必要があるのは被相続人(死亡した人)の遺産の総額が基礎控除額より多いときです。基礎控除額は400万円と80万円に相続人の数を乗じた全額との合計額です。相続税の申告は死亡した日の翌日から6ヶ月以内にしなければなりません

2. 計算のしかた

(イ) 遺産総額から基礎控除額と遺産にかかる配偶者控除額(被相続人と婚姻期間が15年を超える部分の年数に20万円を乗じた金額で最高200万円)を差し引いて課税される金額を計算します。

(ロ) (イ)により計算した課税される金額を各相続人が、法定相続分により取得したものとした場合の金額を計算し、その金額に税率を乗じて税額を算出したものの合計額です。各相続人は、これを実際に取得した遺産額に応じて按分して計算した金額が納付税額です。

計算例

被相続人	配偶者、子ども3人
正味遺産総額	2000万円
基礎控除額	400万円 + (80万円 × 4人) = 720万円
配偶者控除額	(婚姻25年以上) 200万円
課税される価額	2000万円 - (720万円 + 200万円) = 1,080万円
(ロ)による金額	配偶者 子A 子B 子C
	360万円 240万円 240万円 240万円
同様に課税される税額	64.5万円 37.5万円 37.5万円 37.5万円
税額計	177万円

177万円を実際に財産を取得した額で按分し計算した金額が各人の納付税額です。

3. 納付方法

相続税額が3万円を超えるときは申請により担保を提供して5年以内(相続財産が不動産50%以上のときは10年以内)の年賦延納ができます。

4. 相続財産の評価

相続財産が現金や預貯金であればその金額がすぐわかりますが土地や建物は評価しないとわかりません。相続税の評価については基準が定められていますからよくわしくは川越税務署(0492(42)1411)資産税係におたずねください。

わかりやすい印紙税

衣がえの季節になりました。みなさんのところでは商品の入替等取引も活発になっていることと思います。

今回は約束手形、為替手形についてお話ししましょう。約束手形とは振出人が一定の金額を支払うことを約束する手形であり、為替手形は振出人が第三者に対して一定の金額を支払うよう委託する手形です。手形には必ず記載しなければならない事項が法律で定められており、その一つでも欠ければ手形としての効力はありません。しかし手形の満期日や金額を記載しない、いわゆる白地手形も手形として有効であることとされています。これらの手形を作成した時作成者は次表のとおり手形金額に応じた収入印紙を貼り消印しなければなりません。

課税標準及び税率

手形金額	税率
20万円以下	20円
20万円をこえ30万円以下	30円
30万円	50円
50万円	100円
100万円	200円
200万円	300円
300万円	500円
500万円	1000円
1000万円	2000円
5000万円をこえるもの	3000円

(イ) 一覧払の手形

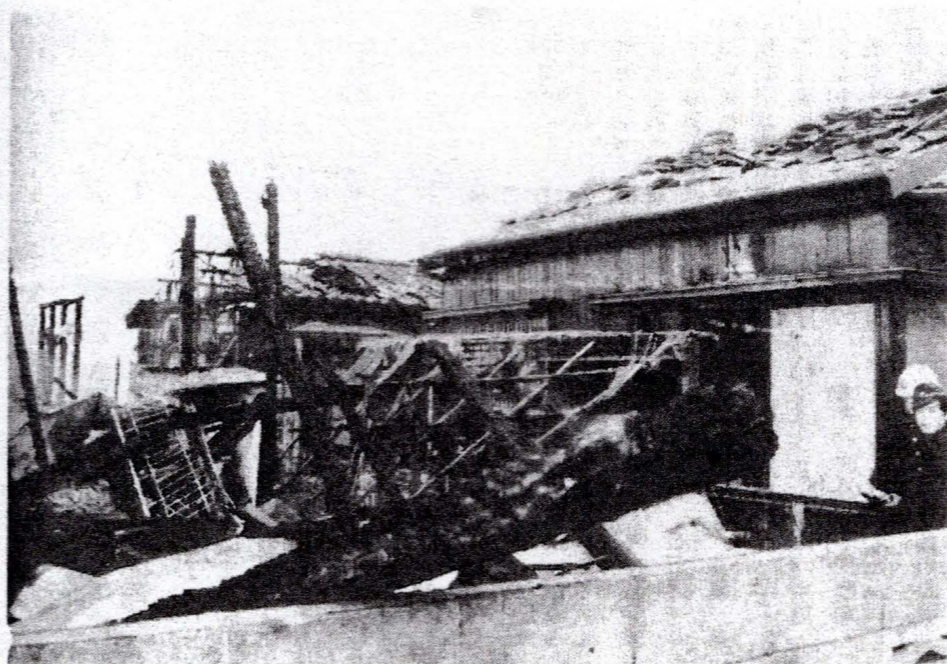
(ロ) 日本銀行又は銀行その他政令で定める1通につき金融機関を振出人及び受取人とする手形(20円)

手形の作成者は普通の約束手形、為替手形については振出人ですが白地手形のうち手形金額の記載のないものは、これを補充した人振出人の署名がないものは引受人、または裏書人が作成者になります。また作成の時期は、作成者が他人に手形を交付した時です。なお、手形金額が10万円未満のもの手形金額の記載のないもの、手形の複本または謄本には印紙税はかかりません。

秋の火災予防運動

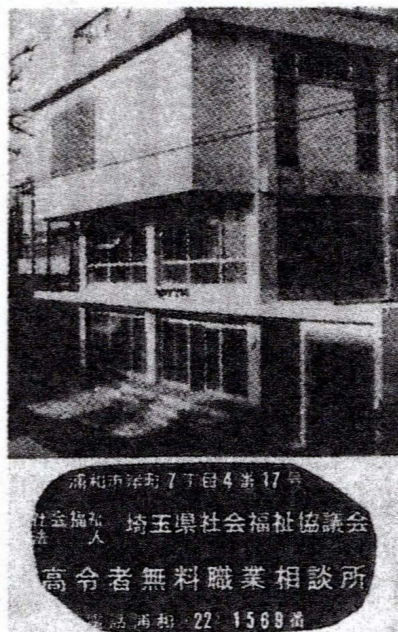
秋の火災予防運動は、ことしも十一月二十六日から十二日にかけて、全国統一標語「あぶない、消し忘れ、切り忘れ」をスローガンにこの運動を展開していきます。

これから寒くなると家庭で火や各種の暖房器具を使う機会が多くなります。一瞬にして灰にしてしまいい、時には尊い生命までうばってしまう恐ろしいものです。みなさんひとり、ひとりが火災の恐ろしさを知り、火災を起こさないように十分注意いたしましょう。



老後の生活を明るく たのしく!!

高令者無料職業相談所開設



日本人の寿命が戦後二十才ものびており、いわゆる定年の年限を超えてもまだまだ充分働ける意志と能力をもっている方が多くおられます。

これら高令者のみなさんがその人の能力に応じた仕事を続けることによって、さらに健康を維持し収入もできて、老後の生活はなお一層明るく楽しいものとなってきます。

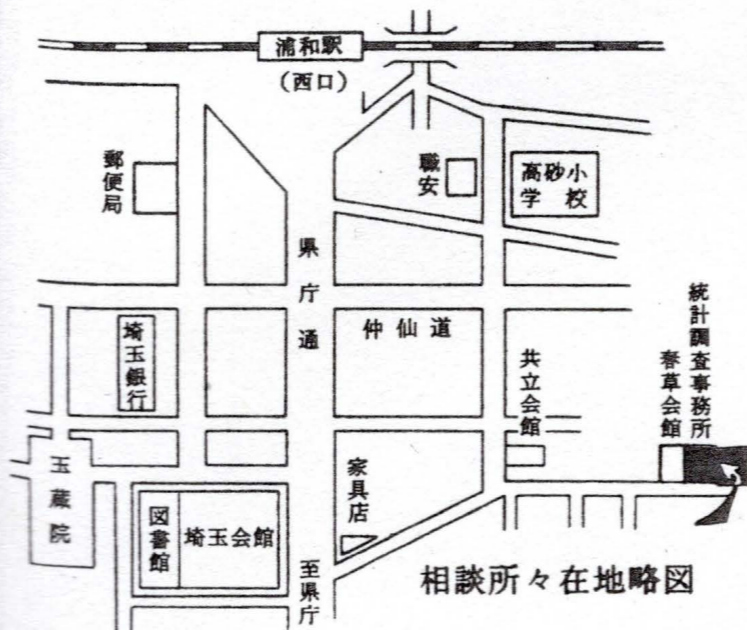
これら老人福祉のために左記相談所が設けられました。

七号 社会福祉法人
埼玉県社会福祉協議会
高令者無料職業相談所
電話浦和(二二)一五六九番

紹介
○職業の相談およびあつ旋はすべて無料です。
○紹介先の面接では履歴書を又特別の資格を必要とする職種の方は免許証を持参してください。

求人
○高令者(おおむね六十五才以上)を対象とするどのような求人でも受理しますから申込者は直接相談所へおいでください。
相談所々在地
○浦和市岸町七丁目四番一

※求職票は役場厚生係まで。



土地の住所変更登記に就て

登記が強制でない関係上、実際には住所が変更していても、そのままの人が大分居ります。これはこれでよい訳ですが、四十三年度、四十四年度に地籍調査を実施したもののについては、本人が役場に申請すれば代書の手を経ないで無料で住所変更登記が出来ますので希望者は印鑑持参の上、来たる十一月三十日まで役場経済課に来て手続きを下さい。

これに関係する人は地籍測量が終了した藤久保に土地を持つて居る人です。藤久保地区に土地を求めた人には現在三芳町に住所が移っていても土地登記簿が、まだ前住所の東京とか群馬とかになって居る人が居ります。自分の権利証をよく見て住所変更がしてない人は役場に来て申請して下さい。

高令者のみなさん

本相談所はみなさんの能力を役立てて、働くことで「明るく楽しく健康に」老後の生活を過ごされるよう高令者にあつた仕事を斡旋して居ります。又その外いろいろな相談にも応じて居ります。お気軽にお話を過ぎられるよう高令者にあつた仕事を斡旋して居ります。

戸籍の届出は正確に!!

皆さんは戸籍というものが市町村役場に備付けられているのを御存じのことと思いが、子供さんの入学や就職、結婚などの機会に役場で戸籍を閲覧されたり、また、戸籍の謄本をおとりになったりして、およそ戸籍とはどのようなものであるかについて、なんらかの知識をもたない方がないといってもよいでしょう。戸籍には、夫婦、親子の關係が一定の手続に従って登録されており、私達の日常生活の中で非常に重要な役割りを果して居ります。

ところで戸籍の記載は、原則として届出人の届出によつてなされる建前になって居ります。子供が生れたときは、父または母から十四日以内に出生届をしなければなりません。また、人が死亡したときは同居の親族などから七日以内に死亡届をするように定められて居ります。このほかにも、婚姻、養子縁組その他届出の種類

類はいろいろありますが、こうした届出がすべて正確になされる必要があることは申すまでもありません。もしも届出人が間違つた届出をいたしましたら、これが市町村役場で発見されない以上、間違つたことがそのまま戸籍に記載されることになり居ります。たとえば子供の進学や就職の際に戸籍謄本をとったところ、子供の名前の字が違つていたり、か、また、生年月日が違つていたりすることが事実と違つて居ることになり居ります。このように役場の窓口で相談に来られる方もあります。このように誤りがあれば、すぐに戸籍の記載を正しいものに直すことが必要ですが、そのためには家庭裁判所に申立をして、審判をもらうなどの手続が必要になるばかりでなく、進学や就職の際の手続が遅れたり、また、場合によっては、進学や就職の際の手続が滞るなどの権利を行使するうえで障害になるようなことともあります。したがって戸籍の届出にあつたのは、間違いないよう届書には必要ないことを正確に記載して届出をするようにいたしましょう。もし、こうしたことでわからない点がありましたら役場の窓口で気軽にご相談下さい。

三芳町で小口金融保証制度が開設されます

皆様のご利用をお待ちします

一、本制度の目的

事業のために資金が欲しいと思つても銀行は安全貸付と言ふことから平素取引のない者だとその人柄が判然としない営業状態がよくわからぬという点から勢い貸ししづると言ふことがあるかもしれせん。

こうした方々のために設けられたのがこの制度であります。小口金融特別保証制度の詳細は要領に定められて居りますが、信用保証協会が町村及び金融機関と特別の契約を結び中小企業者が役場(産業経済課)の窓口へ申込み一〇〇万円以下の資金なら簡単に借入れ出来るようにし中小企業者の金融の円滑化と併せて商工業の振興を図ろうとするものであります。

扱てそれならどうしたらよいかと申しますと資金を借りたい業者は役場へその旨申込みます。町役場ではその申込の適否を決め銀行等からめんどうなく資金を貸してくれることになって居りますので直接本人が行つて交渉しなくても貸付が行われます。

二、融資のあつ旋手続

(イ)窓口の扱い
いよいよ事業が始まると先づ第一に窓口の扱いから始まるわけですが業者からの申込に

ついて一定の様式によって必要事項を記載していただき、何れも秘密にしたい事項ですが実情を述べてもらわないと審査上困るわけですから町でも絶対秘密に扱いますので特に了解の上記入して頂きたいと思ひます。

亦保証入についても人柄、資産等を調べ相当欄に捺印してもらつて居りますが、特に印鑑については印鑑証明を取るなりし間違いのおこらない様にして下さい。

(ウ)融資審査

窓口の受付が終わつたらそれこれの申告状態を一度で可るように取りまとめ融資審査会にかけられます。審査会ではその方の人柄や資産実績等について協議し公正に適否を決定します。場合によっては本人の申込をそのまゝ承認できなくても金額条件などを変更するように処理します。

三、対象になる業種及び申込人の資格

(イ)中小企業信用保険法施行例第一条に規定する業種
会社個人組合で製造業建設業物品販売業等
(ウ)会社若しくは個人であつて町の区域内に店舗又は事業場を有し且つ継続して一ケ年以上事業を営んで居るもの亦税金完納者若しくは完納見込確実なもの。

軽自動車税の減免対象範囲が拡大されました

従来の三芳町税条例では、身体障害者手帳(戦傷病者手帳)を有するもので軽自動車を所有し、かつもっぱらその者が運転するものとなつて居りましたが、今回さらに歩行困難な身体障害者が所有する軽自動車でももっぱらその身体障害者の通学・通院若しくは生業のため(年齢十八歳未満の身体障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車を含む)その身体障害者と生計を一にするものが運転する軽自動車等も減免されることになりました。

該当者は、納税通知書に記載された納期限前七日までに役場税務課へ減免申請書を提出して下さい。

申請は11月17日までに

なお、今年度に限り四十五年十一月十七日までに申請書を受け付ますから該当する方は期限までに申請して下さい。

- 申請書に添付する証明書
- 一、減免対象者の障害の程度等級が不明の場合は町長等が発行する証明書
 - 二、身体障害者と生計を一にする事実および身体障害者のために軽自動車等であることの町長が発行する証明書
- 減免申請をする際に提示するもの
- 一、身体障害者手帳または戦傷病者手帳
 - 二、軽自動車届出済証
 - 三、運転免許証
- 減免は一人一台に限られます。減免を受ける事ができる台数は身体障害者一人につき一台に限られますので自動車税の減免を受けた場合は、軽自動車税の減免を受ける事ができません。
- 軽自動車の減免について、くわしいことは役場税務課にお問い合わせください。

振替納税をご利用ください

便利な振替納税をおすすめします。この振替納税は納税をするときにわざわざ金融機関や税務署へ出かけなくとも電話料やNHKの受信料の払込と同じように預金口座から自動的に振り替えられて納税が済む方法です。

申込方法は「預金口座振替依頼書」および「納付書送付依頼書」を金融機関または税務署に1回申込だけで納期のつど振替られるのです。

消防職員募集

三芳町、福岡町、大井町、富士見町では、11月から、広域消防として組合設立により、常備消防を設置することとなり次の要領で、消防吏員を募集することになりました。応募者は、三芳町役場の総務課へ、履歴書(自筆ペン書写真添付)戸籍謄本、最終学校卒業証明書又は卒業見込証明書各1通を提出して下さい。

- 1. 採用予定人員 35名
- 2. 応募資格 満18才から25才まで(身体強健な者)
- 3. 給与 (例) 高校卒 (18才)
初任給32,520円(改訂のため検討中)
年令、履歴等により、経歴加算等により別に定められます。ほかに技養、特殊勤務手当等公務員として諸手当が支給され、被服は一切給貸与されます。尚身分保障として、恩給年金、退職手当、共済制度等公務員としての身分保障されます。
- 4. 受付時間 11月10日から11月25日まで
三芳町役場の総務課で受け付けます。
- 5. 採用試験 11月26日午前9時より福岡町消防本部で行います。
(学科、面接及び身体検査)
- 6. 採用期日 昭和45年12月1日の予定



水道課職員募集

募集人員 男子若干名
職 種 検針集金員
応募資格 中学校卒業又は同等以上の者。
申 込 年 令 四十五才まで
履 歴 書、身分証明書持参又は郵送。
詳細は水道課へお問合せ下さい。
電話 (58) 〇〇一九
内 線 (二七)

預金口座振替申込書

昭和 年 月 日

三芳町長 金谷英男殿
申込人氏名 〇

水道料金を口座振替で支払うことにしたいとの
納入通知下記取扱金融機関へ送付願います。

納入義務者	住所 (団地またはアパートなどにお住まいの方は)団地・アパートの名称
振替定例日	フリガナ 日氏名
整理番号	連絡先
水栓番号	電話(自宅又は勤務先) 局番
取扱金融機関	店 預金の種類 普通当座 預金 口座番号

取扱金融機関 受付印	水道課	備考
	受付月日 料金台帳整理 〇 連絡票作成 〇	

預金口座振替依頼書

昭和 年 月 日

20円
収入
印紙
(銀行等名)

三芳町	玉川	銀行	上福岡支店	〇
大井町	玉川	銀行	福岡支店	〇
大井町	相生	銀行	三芳支店	〇
大井町	開成	銀行	三芳支店	〇
大井町	東部	銀行	三芳支店	〇
大井町	豊橋	銀行	三芳支店	〇

御中

依頼人 住所氏名
(お手許の水道料金領収証の使用者名をご記入下さい)
三芳町に納入する水道料金を、口座振替で支払うことにしたいので下記事項確約のうえ依頼します。

- 1. 水道料金納入通知書記載の金額を、当座預金または普通預金の規定にかかわらず、小切手の振出し、普通預金払戻請求等は、いつさい省略して、末尾記載の預金口座から支払い出し、三芳町水道課へ納入して下さい。
- 2. 預金口座の残高が所定の振替日において、納入通知書の金額に満たないときは、当該通知書を返却されても異議ありません。
- 3. 預金口座から振替えたことの私に対する通知は必要ありません。
- 4. この取扱について、仮に紛議が生じても貴行に迷惑をかけません。

振替定例日	整理番号	水栓番号
預金の種類 口座番号	口座名義	お届け印
普通 通座 預金		

水道料金のお支払いは 口座振替でどうぞ

水道料金のお支払いについて、必要もなく、またその時間も有効に使えます。これは、お宅の預金口座から自動的に水道料金をお支払いいただける大変便利な方法のため利用者も今日非常にふえております。どうぞご利用下さい。

職 員 募 集

三芳郵便局

将来性と安定度の高い、郵便局へお勤め下さい。三芳郵便局では、只今職員を募集しています。

- 1. 募集人員 約十名
- 2. 職 種 郵便外務職
- 3. 資 格 年令15才以上 男女(学歴等不問)
- 4. 給 与 1.年令、経歴等による固定給のほか、相当額の諸手当があります。
2.被服、靴等業務に必要なものは全部貸与します。
- 5. 勤務時間 午前8時から午後4時まで(7時間20分)日曜日、休みその他休暇があります。
- 6. その 他 1.宿舎が完備しています。(世帯用2DK) 独身者用独身寮
2.奥様のパートも大歓迎です。
3.詳しくは、ご来局下さるか、お電話で係でお尋ね下さい。

TEL (58) 0480

陸海空自衛官募集

!!退職金大巾アップ!! 二年で二〇万円、四年で約五〇万円があなたの手に!!

防衛庁では左記要領で自衛官を募集しております。

今年には特に給与が大巾に改善されたのが特徴です。「技術を習得しながら高い給与」これが自衛官です。

一、受験資格
十八才〜二十五才未満(二等陸海空士) 毎日受付

二、基本給
十五才〜十七才未満(自衛隊生徒) 十月〜十一月まで

三、各種技術教育
旧約二〇万円(二〇〇日分)

四、任期満了退職金(来年度から実施予定)
二年で約二〇万円(二〇〇日分)
四年で約五〇万円(五五〇日分)

五、各種技術教育(車両、通信、航空等)
旧約一〇万円(一〇〇日分)
四年で約五〇万円(五五〇日分)

六、将来幹部に昇進の道あり(高校、大学に通学できます。)

〇詳しいことは三芳町役場総務課にお問い合わせ下さい。